

神戸市消防団協力事業所等表示制度実施要綱

(平成 20 年 12 月 22 日 消防長決定)

(平成 22 年 3 月 30 日 一部改正)

(目的)

策 1 条 この要綱は、神戸市消防団に積極的に協力している事業所、学校又はその他の団体（以下「事業所等」という。）に対して、消防団協力事業所等としての認定及び消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団協力事業所等 第 4 条に規定する認定を受けた事業所等（以下「協力事業所等」という。）をいう。
- (2) 消防団協力事業所表示証 前号の協力事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第 3 条 協力事業所等としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、事業所等の事務所が存する地域を管轄する消防署長を経由して消防長に、神戸市消防団協力事業所等認定・表示証交付申請書（別記様式第 1 号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証の交付を希望する事業所等について、当該事業所等の意思を確認の上、消防署長を経由して消防長に、神戸市消防団協力事業所等認定・表示証交付推薦書（別記様式第 2 号）により推薦することができる。

(認定基準等)

第 4 条 消防署長は、前条に規定する申請又は推薦があつた場合は、当該事業所等が、消防関係法令に違反しておらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合しているか審査するものとする。

- (1) 当該事業所等の従業員又は学生が、消防団員として 2 名以上入団している場合
 - (2) 消防団員である従業員又は学生が消防団活動に従事することに関し、当該事業所等の積極的な配慮がみられる場合
 - (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供し、又は消防団に訓練場を提供するなど、消防団活動に協力をしている場合
 - (4) 前各号に掲げるものの他、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、特に優良と認められる場合
- 2 前項に規定する審査の結果、当該事業所等が協力事業所等にふさわしいと認める場合は、審査結果を神戸市消防団協力事業所等認定・表示証交付上申書（別記様式第 3 号）により消防長に上申するものとする。
- 3 消防署長から上申を受けた消防長は、上申書を確認のうえ、その内容が第 1 項各号の基準に適合している場合には、当該事業所等に対して協力事業所等の認定を行なうものとする。

(表示証の交付)

第5条 消防長は、協力事業所等の認定を行なった場合は、神戸市消防団協力事業所等認定書(以下「認定書」という。)(別記様式第4号)を交付するとともに、希望がある場合には表示証(別記様式第5号)及び消防団協力事業所標章(以下「標章」という。)(別記様式第6号)1セットを交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 表示証は、事業所等の見えやすい場所等に表示するものとする。

2 前項の表示証に寸法と同率に拡大又は縮小してパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告に表示できるものとする。

(認定書・表示証交付等整理簿の備え付け)

第7条 認定書、表示証及び標章の交付に際して、消防長は、神戸市消防団協力事業所等認定書・表示証交付等整理簿(別記様式第7号)を備え付け、認定書、表示証及び標章の交付に関する事業所の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(認定期間)

第8条 協力事業所等の認定は、原則として、認定の日から2年を経過したときはその効力を失う。

2 認定が失効し、又は次条に規定する認定の取り消しを受けた事業所等は、速やかに、認定書、表示証及び標章を消防長へ返還しなければならない。

3 消防長は、認定の日から2年を経過する前に、協力事業所から神戸市消防団協力事業所等認定・表示証交付申請書による申請を受け、協力事項の現状及び認定の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

4 前項の場合、消防長は認定書の交付を行うものとする。

(認定の取り消し)

第9条 消防長は、協力事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。この場合において、消防長は、当該協力事業所等に対し、当該認定を取り消す日及びその理由を文書で通知するものとする。

(別記様式第8号)

- (1) 協力事業所等が事業を廃し、又は休止したとき
- (2) 第4条第1項に規定する基準を満たさなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により協力事業所等の認定を受けたとき

2 前項の規定により協力事業所等の認定を取り消された事業所等は、速やかに認定書、表示証及び標章を消防長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 消防長は、協力事業所等の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(他都市での認定)

第11条 他の市町村で協力事業所等の認定その他同等の制度による認定を受けた事業所等(消防関係法令に違反がない場合)が、神戸市内に存する場合は、当該事業所は第5条に規定する認定書、表示証及び標章の交付を受けることができる。この場合において、当該認定書、表示証及び標章には、当該市町村等の名称も併せて付すことができる。

2 前項に規定する認定書、表示証及び標章の交付を行なった場合は、消防長は神戸市消防団協力事業所等表示証交付整理簿にその旨を記載するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。